

子どもは、それぞれがかけがえのない存在であり、一人の人間として心も体も大切にされなければならない。子どもの心や体に深刻な被害をもたらす体罰やいじめ等は、子どもの権利を侵害するものである。このような体罰やいじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長することができる環境を実現することは、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすために、まずは日頃から生徒指導では「わかる授業」の充実・生徒指導機能を生かした授業づくり、学級・学年経営の充実を図り、子どもが楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

また、いじめを含め、子どもの様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える子ども一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要があることから、「沖縄市子どもの権利といじめ防止に関する指針」を策定する。

○沖縄市子どもの権利といじめ防止に関する指針

(平成25年1月17日教育長決裁)

(目的)

第1条 この指針は、子どもの権利を守り、子どもに対するいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者をいう。
- (2) 学校 沖縄市内の小学校及び中学校をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、その他子どもを現に監護する者をいう。
- (4) 関係機関等 沖縄市教育委員会(指導課、青少年センター、教育研究所。以下「教育委員会」という。)、沖縄市役所(保護課等)、警察署その他いじめ問題の対応に関係する機関及び団体をいう。
- (5) 人権 人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義される(人権擁護推進審議会答申(平成11年))。
- (6) 人権教育 人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動である。
- (7) 人権感覚 人権感覚とは、人権の価値やその重要性に鑑み、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。

(基本理念)

第3条 人権尊重の理念は、平成11年の人権擁護推進審議会答申において、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考えととらえるべきもの」とされている。教育委員会、学校、保護者、地域及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞ

れの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携して、子どもの権利を守り、いじめの防止に取り組まなければならない。

2 子どもは、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、他人との豊かな関係を築き、互いに相手を尊重しなければならない。

3 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるために必要な人権感覚は、子どもに繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを子ども自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。

(人権教育を通じて育てたい資質・能力)

第4条 人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。

(いじめ問題に関する基本的認識)

第5条 いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

(2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

(3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

(4) いじめの問題は、教師の子ども観や指導の在り方が問われる問題であること。

(5) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

(人権教育に関する基本的認識)

第6条 人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における人間関係や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。人権教育が効果をあげようためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。なお、人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものであることも再認識しておきたい。

(体罰に関する基本的認識)

第7条 学校教育法(第11条)で禁じられている行為で、教師が子どもに肉体的苦痛を与える制裁行為を行うことによって、教育上の目標を達成しようとする行為のことである。

(教育委員会の責務)

第8条 教育委員会は、子どもの権利を守り、子ども、保護者及び学校が行ういじめの防止に向けた取り組みを支援するために必要な体制を整える。

2 教育委員会は、いじめを正しく理解してもらうため、地域や保護者に対して人

権教育の啓発及び教育を行う。

3 問題行動が発生したときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとる。

- (1) 学校の取組状況の点検を行い、指導助言をする。
- (2) 人権教育や教育相談等の効果的な教員研修を実施する。
- (3) 生徒指導体制・教育相談体制の充実のため支援する。
- (4) 深刻ないじめについては学校と連携して対応する。
- (5) 家庭教育に対する支援を行う。

(学校の責務)

第9条 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進を図る。「生きる力」は、変化の激しい社会において、他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために必要な実践的な力であり、これらは、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに係る力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力などとも、重なりを持つものといえる。人権教育については、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間(以下「各教科等」という。)や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である。

- (1) 人権尊重の精神に立つ学校づくり
- (2) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成
- (3) 人権尊重の理念に立った生徒指導
- (4) 人権尊重の視点に立った学級経営等
- (5) 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上

2 学校は、子どもの権利を守り、子どもに対するいじめ防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じる。

3 学校は、子どもがいじめをなくすために主体的行動をとることができるよう、子どもに対して、人権に関する教育を行う。

4 学校は、子どもがより良い人間関係を構築することができるよう、それを支援するために必要な取り組みを行う。

5 体罰は子どもの人権を侵害し、人間としての尊厳や自尊心を傷つけるものであり、同時に、地域や保護者の学校や教師に対する信頼を失わせる。教師一人一人がそのことを厳しく自覚し、指導に当たっては、子どもの人権や人格を大切にし、いじめや体罰のない、生き生きと楽しく学べる学校づくりに努める。

6 学校は多くの子どもが学ぶ場であることから、人権を守る環境を整え、その秩序を維持するために毅然とした態度で指導に当たる等、規範意識の高揚を図る。

7 地域や保護者との連携をより一層強化し、心から信頼を寄せられる学校づくりに努める。

(保護者の責務)

第10条 保護者においては、いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを説明し、十分に理解させるよう努める。

(通報、相談等)

第11条 教育委員会は、いじめを早期に発見し対応するために、効果的な通報及び相談の体制を整える。

2 学校は、いじめを早期に発見し対応するため、子どもの状況を把握するとともに

に、子どもが安心して相談することができるような取り組みを行う。

附 則

この指針は、平成25年1月17日から施行する。